

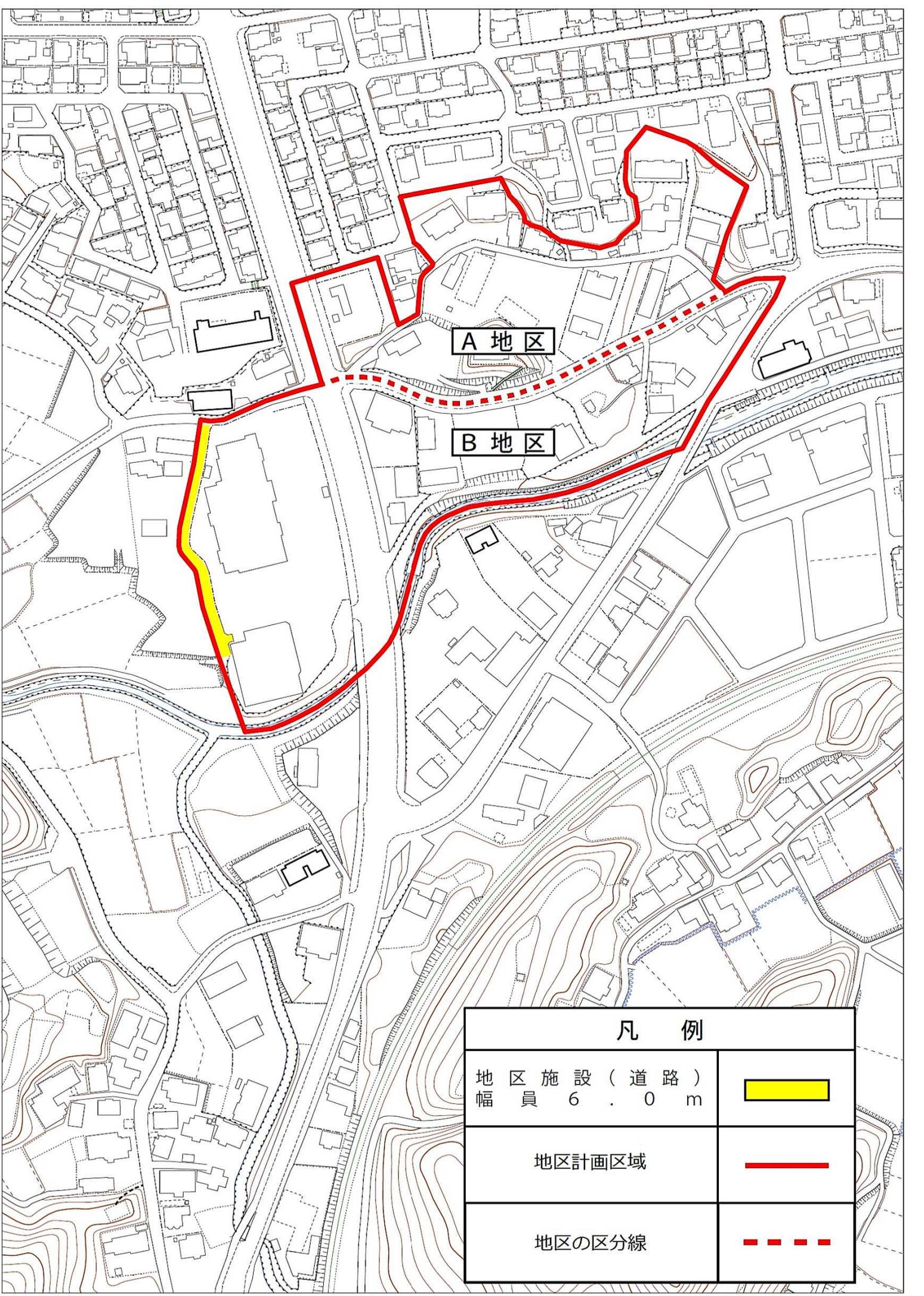
# 池田地区 地区計画

【最終都市計画決定：平成12年4月19日】

名 称		池田地区 地区計画		
位 置		清武町 <sup>1)</sup> 大字加納字池田地内及び池田台地内		
面 積		約5.0ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、都市計画道路3.3.49宮崎清武線 <sup>2)</sup> と国道269号 <sup>3)</sup> の沿線に位置する地区であり、市街化を計画的に誘導するとともに、当該都市計画道路の利便性を生かし、かつ周辺の良い住環境と調和した市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。		
	土地利用の方針	都市計画道路3.3.49宮崎清武線 <sup>2)</sup> の利便性を生かし、中低層の共同住宅、商業・業務施設の集積を図るとともに、適正かつ、合理的な土地利用を促進する。		
	地区施設の整備の方針	B地区に都市計画道路3.3.49宮崎清武線 <sup>2)</sup> 沿道に区画道路(6m)を整備する。 併せて、町道上加納正手線 <sup>4)</sup> の機能が損なわれぬよう維持保全に努める。		
	建築物等の整備の方針	1 都市計画道路3.3.49宮崎清武線 <sup>2)</sup> 沿道は、商業施設等の建設を誘導するとともに、壁面後退による空地との一体的整備等により、本地区の中心にふさわしい街づくりを図る。 2 町道上加納正手線 <sup>4)</sup> 沿道については、隣接の低層住宅地に配慮した、中低層の共同住宅、商業施設等の立地を誘導する。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	B地区 幅員6m 延長 約130m	
	建築物等に関する事項	地区の名称	A地区	B地区
		地区の面積	約2.0ha	約3.0ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第二(ほ)項第二号及び第三号に掲げる建築物	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げる建築物
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線より1m以上とする。	
		建築物等の高さの最高限度	12m	

- 1) 現在は、宮崎市清武町
- 2) 現在は、都市計画道路3.3.15宮崎清武線
- 3) 現在は、旧国道269号
- 4) 現在は、市道上加納小学校線

「区域は計画図表示のとおり」



A地区

B地区

凡例

地区施設 (道路) 幅員 6.0 m	
地区計画区域	
地区の区分線	